

吹田市立山田中学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は「吹田市立山田中学校PTA（以下「本会」という）」という。

第2条 本会の事務局を吹田市立山田中学校（以下「本校」という）内に置く。

第2章 目的

第3条 本会は保護者と教職員が協力し、連携を深め、家庭と学校における生徒の健全な成長と幸福の増進を図り、本校教育の効果を十分に達成せしめるのに寄与することを目的とする。

第3章 活動及び方針

第4条 本会は前条の目的をとげるために、本校と協力して次に掲げる活動をする。

- (1) 保護者、教職員相互の理解による学校教育に対する協力
- (2) 学校と家庭、地域との連携による教育活動の促進
- (3) 生徒の生活指導と福祉に関する協力
- (4) 学校と地域の文化・スポーツ活動に対する協力
- (5) 教育環境の整備と充実
- (6) 保護者相互の教養の向上と親睦の増進
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、会員の総意による民主的な運営と自主性を確立するために、次に掲げる方針に従って活動する。

- (1) 本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体の支配、干渉、統制を受けない。
- (2) 本会の予算・活動は全会員の総意で議決する。
- (3) 政党や宗教に対して中立の立場を貫き、また営利を目的としない。
- (4) 本校の人事やその他管理への干渉をしない。

第4章 会員

第6条 本会の会員になることのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校生徒の保護者
 - (2) 本校に勤務する教職員
 - (3) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者
2. 本会の会員は、その自由な意思により、本会からの退会を求めることができる。
3. 退会についての詳細は、細則で定める。

第5章 役員及び会計監査とその任務

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 会員（保護者）から1名
 - (2) 副会長 会員（保護者）から若干名
 - (3) 書 記 会員（保護者）から若干名、会員（教職員）から1名
 - (4) 会 計 会員（保護者）から1名、会員（教職員）から1名
2. 副会長及び書記の人数については、細則で定める
3. 役員は会計監査を兼ねることができない。
4. 役員を選出については、細則で定める。
5. 役員に欠員を生じた場合は、運営委員会で補充的選出を行うことができる。

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合にはその代理を務める。

- (3) 書記は総会に提出する議案や報告書を作成し、会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。
- (4) 会計は会の財産を管理する。本会のすべての金銭の出納を正確に掌握し、運営委員会で収支報告するとともに、総会において会計監査を経た決算報告及び予算案を提示する。
- (5) 役員は、その意思決定を行う為、役員会を構成し随時開催をする。

第9条 本会に会計監査を2名置く。

2. 会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会で監査報告をする。
3. 会計監査は、必要に応じて随時、本会の経理監査を行うことができる。その場合、結果を運営委員会及び総会に報告しなければならない。
4. 会計監査の選出及び欠員補充については、細則で定める。

第10条 役員及び会計監査の任期は1年とし、再任は差し支えない。また、年度途中で欠員等により補充された役員及び監査の任務は、前任者の残任期間とする。

第6章 各部及び特別委員会

第11条 この会の目的達成のため、次の部を設ける。また、これらの運営及び組織体系については、細則で定める。

- (1) 学年部
 - (2) 文化部
 - (3) 広報部
 - (4) 生活部
 - (5) 指名部
 - (6) 教職員部
2. 本会に特別の必要があるときは、運営委員会の議を経て、特別委員会を設けることができる。
 3. 運営委員会が必要と認めた場合、部員総会を開くことができる。
 4. 各部員及び特別委員の選出及び欠員補充等については、細則で定める。
 5. 各部の活動が部員のみで実施することが不可とする場合は、本会会員の中からボランティアを募ることが出来る。但し、会員にボランティア活動実施の意志がない場合は、その会員の意志を尊重する。

第7章 総会

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

2. 会員の資格をもたない教職員・保護者についても、総会に出席することはできるが、議決権を持たない。

第13条 定期総会は、年2回(1学期と3学期)開催し、次に掲げる内容について審議、議決する。

- (1) 前年度活動報告及び次年度活動方針の承認
- (2) 前年度決算報告及び次年度予算案の承認
- (3) 役員及び会計監査の承認
- (4) 規約等の改正
- (5) その他運営委員会が必要と認める事項

第14条 臨時総会は、緊急事案等において、運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の1/3以上の要求があった場合に開催することができる。

第15条 臨時総会の開催において、運営委員会が必要と認めた場合、議決権行使書を以て書面による総会を開くことができる。なお、総会の成立及び議決及び招集については、第16条、及び第17条第1項、及び19条を準用する。

第16条 総会の招集通知及び総会議案は、事前に会員に対し、必要な資料を添付した書面により周知されなければならない。

第17条 総会は会員の1/5以上の出席がなければ、その議事を審議し、議決することができない

2. 会員が止むを得ない事由で総会を欠席する場合は、委任状によって議決の委任をすることができる。

第18条 議長は総会出席会員の中から1名を選出する。その場合、議長は会員としての議決権を有しない。

第19条 総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

第8章 運営委員会

第20条 運営委員会は、役員と各部及び委員会の代表、教職員代表を以て構成され、この会の総合的な企画運営について協議する。

2. 運営委員会は、総会に提出する議案等について協議を行う。
3. 運営委員会は、定例運営委員会のほか、会長が必要と認めた場合、又は構成員の1/4以上の要求があった場合、臨時的に開催することができる。
4. 前項における臨時運営委員会を開催する場合、緊急事案等役員会が必要と認めた場合において、議決権行使書を以て書面による臨時運営委員会を開くことができる。なお、臨時運営委員会の成立及び議決及び招集については、第21条、及び第22条を準用する。

第21条 運営委員会は、構成員の1/2以上の出席がなければその議事を審議し、議決することができない。

第22条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第23条 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

2. 会計監査、会員は運営委員会に出席し、報告や意見を述べるができるが、議決権を持たない。

第9章 会計

第24条 本会の経費は、会費、及びその他の収入によって支払われる。

第25条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

2. 支出予算の補正、流用については、運営委員会の承認を得なければならない。この場合、次の総会で承認を受けるものとする。

第26条 本会の会費は、生徒一人につき年額2400円とする。徴収方法は年1回（6月）、2400円を学年諸経費等と共に引き落としとする。また、入会日が年度途中である場合は、本年度分を一括で引き落としとする。

2. 会員に特別の事情ある場合は、運営委員会又は教職員部の判断により、会費の一部又は全部を免除することができる。
3. 転入生は年会費を月割りして転入月以降の会費を直近の引き落とし日に徴収する。

第27条 本会の会計決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第28条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて執行される。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第10章 慶弔

第30条 慶弔に関する事項については、細則で定める。

第11章 個人情報保護の取扱い

第31条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「吹田市立山田中学校PTA個人情報取扱規則」に定める。

第12章 雑則

第32条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て細則で定める。運営委員会は、細則の制定又は改廃した場合、その結果を次期総会にて報告しなければならない。

第13章 規約の改正

第33条 この規約は、総会において出席者の2/3以上の同意がなければ改正することができない。

附則 この規約は平成21年4月1日より施行する。
この規約は平成30年2月16日より施行する。
この規約は平成31年4月26日より施行する。
この規約は令和4年4月1日より施行する。
この規約は令和5年6月1日より施行する。
この規約は令和7年3月22日より施行する。